

新型コロナウイルス関連情報
(日本への帰国者に必要となる検査証明書について)

日本への帰国・入国にあたって必要となる新型コロナウイルスの検査証明書に不備があり、航空機に搭乗できない事例が発生しています。日本への帰国者に必要となる検査証明書について、改めてご確認いただきたく、以下のとおり、お知らせします。

3月11日(木)付メール(<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100157935.pdf>)にてご案内いたしましたとおり、2021年3月19日(金)以降に日本へ入国される日本人を含む全ての方は、出国前72時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明書を所持している必要があります。日本において提出の求められる、要件を満たした検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないため、出発地において航空機への搭乗が拒否されます。

検査証明書の主な不備事例は以下のとおりです。

- ・検査証明書が日本語又は英語で記載されていない。
- ・日本政府が指定する検査方法ではない。
- ・日本政府が指定する検体採取方法ではない。
- ・検体採取日は記載されているが、採取時刻の記載がない(出国前72時間以内に検査が行われたことを確認するため、採取時刻の記載が必要となります)。

検査証明書に求められる条件につきましては、以下の厚生労働省ホームページにてご確認いただけますので、日本へのご帰国にあたり陰性証明書を取得される場合には、事前にご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

なお、オランダにおいては、以下の施設にて検査証明を取得することが可能です。求められる内容が検査証明書上に明記される旨、確認をしておりますが、発行される証明書に不備が無いよう、受検前に必ず証明書に明記される内容をご自身で確認するようにしてください。

- ・KLM Health Services:
<https://klmhealthservices.com/en/journey-preparation/coronatest/>
- ・Coronalab.eu: <https://coronalab.eu/en/>
- ・Huisartslab: <https://www.hethuisartslab.com/covid19>

(日本における陰性証明書に関するお問い合わせ先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化について)

海外から電話の場合: +81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

国内から電話の場合: 0120-565-653

照会受け付け時間: 日本時間 午前9時~午後9時(土日祝日も可)